

職場のパワハラ防止 対策等説明会

令和元年6月5日、労働施策総合推進法が改正され、パワーハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。また、セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます（大企業は令和2年6月1日、中小企業は令和4年4月1日より適用）。

また、同日改正された女性活躍推進法では、一般事業主行動計画の策定義務の対象が101人以上の企業に拡大、情報公表の強化等が盛り込まれたところです。

各事業場において、改正法及び指針に沿った適切な措置を講じていただくため、下記のとおり説明会を開催します。

■ 日時

2月17日（月） 13:30～15:30

■ 場所

池田総合体育館 サブアリーナ（三好市池田町マチ 2551-1）

■ 内容

- 職場におけるパワーハラスメント防止対策等について
- 女性活躍推進法の改正について
- 働き方改革の取組を支援する施策について（助成金制度等）
- 個別相談会

■ 申込み・問合せ先

徳島労働局雇用環境・均等室

徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階

FAX:088-652-2751 TEL:088-652-2718

参加無料

定員

100名

主催

三好市

徳島労働局

後援

美馬市

東みよし町

つるぎ町

申込方法

裏面の申込書を徳島労働局雇用環境・均等室あてFAXにて送信してください。

